

本年度後期等の授業の実施等に当たり、対面による授業の実施の検討を含め、生徒の学修機会の確保に十分御留意いただくことと、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を徹底いただくこととの両立の観点から、配慮いただきたい事項や工夫についてまとめましたので、お知らせします。

2 教生推第 3 0 号  
令和 2 年 9 月 1 5 日

各都道府県教育委員会専修学校主管課長  
各都道府県専修学校主管課長  
専修学校を置く国立大学法人担当課長 殿  
厚生労働省医政局医療経営支援課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長

根 本 幸 枝

( 公 印 省 略 )

専門学校等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の  
感染防止対策について（周知）

各専修学校（専門課程及び一般課程）及び各種学校（以下「専門学校等」という。）におかれては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と生徒の学修機会の確保とを両立する観点から、実習や実技等の授業科目について対面授業で行うなど様々な工夫にお取り組みいただき、感謝申し上げます。

同感染症への対応については、令和 2 年 6 月 5 日付総合教育政策局長通知「専門学校等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて」（以下「6 月通知」という。）によりお示しするとともに、本年度後期や次年度の各授業科目の実施に係る留意点については、同年 7 月 28 日付生涯学習推進課事務連絡「専修学校等における本年度及び次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について」（以下「7 月事務連絡」という。）によりお知らせしており、これまでも御対応いただいているところです。各専門学校等における本年度後期等の授業等の教育活動の実施に当たっても、引き続き、創意工夫を図りつつ適切に御対応いただきますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症への対応については、長期的な対応が求められることも見込まれる状況でもありますので、本年度後期等の教育活動の遂行に当たって御配慮いただきたい事項や、考えられる工夫等について累次の通知等を踏まえ、改めて別紙のとおり取りまとめました。各専門学校等においては、本通知の内容にも十分御留意いただきながら、引き続き、同感染症の拡大防止と生徒の学修機会の確保の両立に努めていただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては所轄の専門学校等に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専門学校等に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

【参考】

- ・「専修学校等に係る学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る Q&A 等の送付 について（5月22日時点）」（令和2年5月25日付事務連絡）

[https://www.mext.go.jp/content/20200527-mxt\\_kouhou01-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200527-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf)



- ・「専門学校等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」（令和2年6月5日付総合教育政策局長通知）

[https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt\\_kouhou01-000004520\\_7.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_kouhou01-000004520_7.pdf)



- ・「専修学校等における本年度及び次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について」（令和2年7月28日付事務連絡）

[https://www.mext.go.jp/content/20200731-mxt\\_kouhou01-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200731-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf)



- ・「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和2年9月3日付初等中等教育局長等通知）

[https://www.mext.go.jp/content/20200903-mxt\\_kouhou01-000004520\\_4.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200903-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf)



- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（令和2年9月3日時点）

[https://www.mext.go.jp/content/20200903-mxt\\_kouhou01-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200903-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf)



- ・事例集「新型コロナウイルス感染症対応に係る専修学校の遠隔授業の取組事例集（令和2年5月29日更新）」

[https://www.mext.go.jp/content/20200529-mxt\\_syogai01-100003309\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200529-mxt_syogai01-100003309_2.pdf)



- ・実践映像「専修学校の遠隔授業オンラインセミナー（令和2年5月29日公開）」

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbBMM3FnbNfFyeISp1hnSGFn>



- ・実践映像「After コロナの時代の「新しい学びの姿」オンラインセミナー（令和2年7月23日更新）」

[https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbDKeg0m-7\\_Qse7lWCeddhEk](https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbDKeg0m-7_Qse7lWCeddhEk)



<本件担当>

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課  
専修学校教育振興室専修学校第一係  
直通：03-6734-2915

## 専門学校等における本年度後期等の新型コロナウイルス感染症の拡大防止と生徒の学修機会の確保の両立のための留意事項について

### 1. 授業等の実施に際しての留意事項

#### (1) 授業の実施方法・形態

新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため、本年度当初から、生徒の学びを保障するために様々な工夫に取り組んでいただいているところですが、引き続き、生徒の学修機会の確保のために万全を期していただくようお願いします。

この際、専門学校等における教育は、オンライン等を通じた遠隔授業（専修学校設置基準第13条第1項に基づき、多様なメディアを高度に利用して行う授業をいう。以下同じ。）の実施のみで全てが完結するものではなく、豊かな人間性を涵養する上で、直接の対面による生徒同士や生徒と教職員との人的な交流等も重要な要素であることにも御留意いただきつつ、以下に掲げる事項を踏まえ、本年度後期等における授業の実施方法や形態等について、適切に御判断をいただくようお願いします。

- ・ 本年度後期等の授業の実施方法等の検討にあたっては、地域の感染状況や、教室の規模、受講者数、教育効果等を総合考慮し、本年度の授業の実施状況や生徒の状況・希望等も踏まえつつ、感染対策を講じた上での対面授業の実施が適切と判断されるものについては、対面授業の実施を検討すること。
- ・ 感染対策を徹底した上での対面授業の実施について検討いただくにあたっては、本通知1.(2)で示す考え方や、文部科学省からお示ししている好事例等も御参照いただき、専門学校等ごとの規模や施設・設備の条件、授業の内容・手法等の実情に合わせて活用いただきたいこと。
- ・ 十分な感染対策を講じた上で対面授業を実施することが困難な授業がある場合は、対面授業と遠隔授業の併用や、学修の質をしっかりと確保した上での遠隔授業の実施について検討すること。その場合には、対面授業の機会が例年に比して著しく少ない場合等においては、対面授業を実施できない理由等、それに代わる生徒の交流機会の設定等の必要な情報について、生徒に対し合理的な説明を丁寧に行うなどの配慮が求められること。
- ・ その他、授業の実施方法の検討に際しては、7月事務連絡も参照すること。

#### (2) 学修機会の確保と感染対策を両立するための工夫

新型コロナウイルス感染症への対策を徹底して講じつつ、生徒の学修機会を確保できる質の高い教育を提供するためには、各専門学校等においてそれぞれの実情に応じた創意工夫に努めていただくことが不可欠です。各専門学校等においては、手洗いや咳エチケット、

換気といった基本的な感染症対策を講じることに加え、感染拡大のリスクが高い3つの密（換気の悪い密閉空間，多数が集まる密集場所，近距離での会話や発話が生じる密接場面）を徹底的に避けるなど，「新しい生活様式」<sup>1</sup>の実践に御留意いただきつつ，生徒が納得できる学修機会を確保するための取組を講じるよう努めてください。

文部科学省においては，各専門学校等における検討の参考となるよう，下記のとおり留意事項と併せて整理を行いました。本年度後期等の授業等の実施や学校内の運営に当たっては，ここに示す考え方も踏まえ，各専門学校等の状況に応じて活用いただきながら，学習者の目線に立った教育を行うための積極的な検討をお願いします。

また，文部科学省ホーム・ページにおいては，各専門学校における「新しい生活様式」やガイドライン等を踏まえ、感染リスクを抑えるための学校全体の取組や、実習を中心とした対面授業での工夫、不安を抱える生徒へのきめ細やかな支援などを動画で紹介<sup>2</sup>しており、今後さらなる情報発信を行う予定ですので、そちらについても併せて御参照ください。

### ①感染対策を講じた上での対面授業の実施

- ・ 感染症対策の3つのポイントである，①感染源を絶つこと，②感染経路を断つこと，③抵抗力を高めることに即した対応が求められること。

なお，専門学校等における感染症対策については，令和2年9月3日付事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの改訂について」をもってお知らせした「新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』<sup>3</sup>」についても，必要に応じて参照いただきたいこと。

- ・ 感染源を絶つためには，学校内にウイルスを持ち込まないことが重要であることから，たとえば，生徒や教職員等に対して検温をはじめとする健康観察を促し，発熱等の風邪の症状がある場合においては通学せず休養するよう求めることや，専門学校等の入口に検温所を設け，入構する者に対して検温を実施することなどが考えられること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は，一般的に，飛沫感染・接触感染を経路とすることから，この感染経路を断つため，たとえば，生徒や教職員等はもとより，学校内に入る者に対して手洗いの励行，マスクの着用など感染症対策のための行動について周知・啓発を行うことが求められること。
- ・ このほか，具体的な取組として，以下に掲げる例も参照いただきたいこと。

<sup>1</sup> 厚生労働省ホーム・ページ参照。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)

<sup>2</sup> 文部科学省ホーム・ページ「専門学校におけるA f t e r コロナの時代の「新しい学びの姿」オンラインセミナー（令和2年7月23日更新）」参照。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/senshuu/main11\\_a1.htm#After](https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/main11_a1.htm#After) コロナ動画

<sup>3</sup> 文部科学省ホーム・ページ参照。

[https://www.mext.go.jp/content/20200903-mxt\\_kouhou01-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200903-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf)

- 不特定多数の者が触れる場所（ドアノブやエレベータのボタン等）に対する消毒の実施や、手指を消毒するための学校内への消毒液の設置など、接触による感染の拡大を防止するために必要な措置を講じている例
- 消毒の実施に当たっては、通常の学校内清掃を業務委託している業者に対して、必要な消毒についても併せて依頼している例や、机や椅子、共用PCのキーボード等について、使用した生徒が自主的にふき取りを行えるよう、除菌シートを確保している例
- 教室等において授業を行う場合には、当該教室が3つの密に陥ることのないよう、換気を徹底することや、席配置の工夫により教室内の密度を下げる工夫を行っている例。専門学校等における実際の工夫の例としては、一度に教室を利用する生徒の数を本来の収容定員の半分程度までに制限し、着席不可の席をステッカー等で明示することや、机同士の距離を離して配置することといった取組を講じているもの
- 上記のような教室の少人数化を図るための取組として、1つの授業クラスを2教室に分割した上で、片方には対面による授業を、他方にはリアルタイムでの配信授業を行い、これを交互に入れ替えるといった取組を講じている例
- 施設上の制約等により、ひとつの授業科目の全ての授業回（コマ）を対面授業によって行うことが困難であると判断し、遠隔授業を実施する場合でも、たとえば、生徒を2つのグループに分け、受講者数に応じた授業形態の実施する例や、事前に動画で予習した上で実習科目を行うことで説明時間を減らし実習時間を充実させるなど、対面による指導の機会の確保に努めている例
- 感染対策の徹底との兼ね合いから、全ての授業科目について対面授業によることができない場合において、対面での直接の指導を行う必要性が高い実験・実習・実技等を中心とした授業科目や、生徒が対面授業の実施を強く希望している科目等について、優先順位を付して、順次対面授業を実施している例
- 対面授業での実施を原則とする授業科目においても、基礎疾患を有するなど重症化のリスクが高い生徒、通学のために要する移動距離が長い生徒、重症化リスクが高い高齢者と同居している生徒など、対面授業の実施について不安を有する者に対しては、自宅での遠隔授業の受講を認めている例

## ②遠隔授業を実施する場合の留意点

- ・ 施設上の制約等により、感染症対策を講じた上での対面授業を実施することが困難であると判断し、遠隔授業を実施する場合には、7月事務連絡の内容にも十分御留意の上、当該遠隔授業が対面授業に相当する教育効果を有するものとなるよう取り組んでいただく必要があること。

- ・ 感染対策の観点からやむを得ず遠隔授業とする場合には、当該措置を講じることに  
ついて生徒が理解・納得できるよう丁寧な説明を行うなど、授業の実施方法・形態に  
関する生徒の受け止めについても十分配慮いただきたいこと。
- ・ この際、遠隔授業の受講に係る通信費等が生徒の過度な負担とならないよう、たと  
えば、感染対策を講じた上で学内のPCルームを開放することや、Wi-Fi設備を整  
えた遠隔授業を受講するための教室を用意することなども考えられること。
- ・ 生徒に遠隔授業の一環として課題を課す場合には、例えば、各学科等において課題  
の実施状況や全体量を把握し、必要に応じて調整するなど配慮いただきたいこと。
- ・ 令和2年5月25日付生涯学習推進課事務連絡「専修学校等に係る学事日程等の取  
扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A等の送付について」（以下「5月事務連絡」とい  
う。）においても示しているとおおり、遠隔授業の実施に当たっては、非常勤講師を含む  
教員個人に過度の負担を強いることのないよう、専門学校等の設備を最大限活用する  
（専門学校等における機器の使用や教員への機材の貸出し等）など、各専門学校等の  
状況に応じた取組を講じていただきたいこと。

### （3）交流機会の設定等の学生生活への配慮

感染対策を十分に講じた上での対面授業の実施について検討いただくことはもとより、専門学校等における学びにおいては、生徒と教職員等とのコミュニケーションや生徒同士の交流も重要な要素であることから、これらを実現するための機会を設定することについても積極的に対応いただくようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による社会や生活の変化等を背景として、生徒がさまざまな不安を抱えやすい状況にあります。これらの生徒に対するメンタルヘルス等のケアについては、これまでも万全を期していただくようお願いしているところですが、改めて生徒に寄り添った丁寧な対応をお願いします。

生徒のメンタルヘルス等の相談対応については、今般の情勢も踏まえ、より生徒から相談しやすい体制を構築するとともに、新入生をはじめとする学生生活に不安を抱えた生徒の把握に努め、カウンセラーや医師等の専門家とも連携してきめ細かく御対応ください。また、企業等における採用活動においても、新型コロナウイルス感染症の影響が生じているところ、就職活動に不安を抱える生徒への対応については、6月通知においても示しているとおおり、就職活動に関する積極的な情報提供や相談体制の強化等を御検討ください。

各専門学校等におかれては、生徒が安心して専門学校等における学びに打ち込めるよう御配慮をお願いします。その際、御留意いただきたい事項として、以下のとおり整理しましたので、御参照ください。

- ・ 年度や学期の冒頭等に行うオリエンテーションやガイダンスの機会は、生徒に対して学修の道筋を示すとともに、生徒同士の交流を確保するための重要な機会になり得るものであり、実例としても、たとえば、学科ごとに日時を分けることで一度に学校

内に滞在する人数を減らすことや、時間を例年よりも短縮すること等の感染対策を講じた上で、今年度も対面の形式で実施しているもの

- 学生生活に慣れておらず、人間関係がまだ構築されていない新入生を対象として、オンラインでの交流機会を設けるのみならず、感染対策を講じた上での交流イベントの実施など、キャンパスでの交流の機会を設けているもの
- SNSを活用して生徒の悩みを把握しやすい体制を整備している例や、従来から生徒相談室で実施している臨床心理士による相談について、通常の対面方式に加えて、ウェブ会議システムやメールを用いての受付にも対応しているもの
- 経済的に困窮する生徒への支援策はもとより、各専門学校等で設定する学納金の考え方を生徒の目線に立って丁寧に説明し、理解を得る努力を提供しているもの

#### (4) 学校内施設の利用

学校内の施設についても、十分な検討を経ずに一律に使用を禁止する等の措置を講ずるのではなく、感染対策を講じた上で、できる限り生徒の利用に供するための工夫に努めていただくことが重要です。

## 2. 感染拡大の防止のための留意事項

### (1) 注意喚起の徹底

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点からは、学校内における衛生環境の整備等に加えて、生徒や教職員一人一人において、適切な行動をとるよう心掛けていただくことが必要です。

このため、各専門学校等におかれては、在籍する生徒や教職員等に対し、夜間も含め、「3つの密」（換気の悪い密閉空間，多数が集まる密集場所，近距離での会話や発話が生じる密接場面）を避けることを徹底し、感染拡大のリスクを高める行動により感染を拡大させることのないよう、改めて、正確な情報提供と適切な注意喚起を行うようお願いいたします。注意喚起等の実施に当たっては、令和2年7月28日付総合教育政策局長通知「飲食店等におけるクラスター発生の防止に向けた取組の徹底について」において示している内容も御参照の上、生徒等の一人一人に確実に行きわたる手段を確保して実施されるようお願いいたします。

### (2) 学生寮等の感染リスクが高くなりやすい場面での対応

本年7月～8月にかけて、国内の感染者数が増加したことに伴い、専門学校等における生徒等の感染事案の文部科学省への報告数も増加傾向にありました。専門学校等における運動部活動における感染対策については、令和2年9月3日付初等中等教育局長・高等教育局長・スポーツ庁次長通知「運動部活動に参加する生徒等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（以下「9月3日通知」という。）に基づき、特に感染対策の徹底に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、専門学校等における学生寮や寄宿舎は生徒が集団生活を行う場であり、共用施設なども多く、大人数が日常生活を送る場であることから、密になる環境が形成されやすいと考えられます。専門学校等の設置者及び学生寮等の運営に関わる関係者は、寮内での感染拡大は起こりうるものと想定し、共同生活を通じた教育的意義にも配慮しつつ、平時から健康管理や感染症対策、感染者発生時の対応について検討し、以下に掲げる事項も踏まえ、十分な注意を持って用意をしておく必要があります。

### ①居室における感染症対策

- ・ 居室は定期的に窓を開けて換気を行うこと。
- ・ 居室を2人以上の共用としている場合、居室内でも常時マスク着用を求めることは現実的ではないため、咳エチケットの徹底と近距離での大声での会話を避けること。
- ・ 自室以外の居室を訪れる際はマスクを着用すること。

### ②共用スペースにおける感染対策

#### (基本的な考え方)

- ・ 飛沫感染を避けるため、共用スペースを利用する際はマスクを着用すること。
- ・ 換気をこまめに行う。窓や換気装置のない場所では扇風機やサーキュレーターなどで空気の流れを作ること。
- ・ 施設設備（食堂や浴室等）の広さに応じて、同時に使用する人数や時間を制限するなど、密を避けるようにすること。
- ・ 地域での流行状況や施設内での有症状者の発生状況などに応じて、共用スペースの利用そのものの使用制限も検討すること。

### イ. 食堂

- ✓ 食堂の使用前後に手洗いを行うこと。
- ✓ 食卓は座席の間隔をあけること。その場合、座席の間隔は、机や床に印をつけるなどして視覚的にわかるようにすることが望ましいこと。
- ✓ 向かい合って着席しないように座席を配置すること。
- ✓ 大声での会話を控えるように指導すること。
- ✓ ビュッフェ形式は避けることが望ましいが、やむを得ない場合は、①料理を取る前にアルコールで手指衛生を必ず行うこと、②マスクを着用すること、③料理のそばでは会話を控えることに留意すること。
- ✓ 食事時間終了後は、机、配膳台、下膳台、電子レンジや冷蔵庫の取っ手、食堂のドアノブなど複数人が触った場所を消毒すること。

### ロ. 浴室

- ✓ 脱衣所、浴室内で、大声で話さないように注意すること。
- ✓ 浴槽の使用にリスクはないため、使用自体を制限する必要はないこと。



- ✓ 浴室・浴槽は通常どおりに清掃し、脱衣所の複数人が触った場所は消毒すること。

## ハ. トイレ

- ✓ 使用後は必ず流水・石けんでの手洗いをを行い、手を拭くタオルは共用とせず、個人のタオルや、ペーパータオルを使用すること。
- ✓ 定期的にドアノブや便器の接触面、トイレレバー、蛇口ハンドルなど複数人が触った場所を消毒すること。

## 二. その他

- ✓ その他の共用設備（給水機、自動販売機など）や下駄箱、ドアノブなど複数の人が頻繁に触る部分は定期的な（1日数回）消毒を行うようにすること。この場合、生徒が自ら作業できるよう消毒液や拭き取りペーパーを備え付けるなどの工夫が考えられること。
- ✓ 清掃を生徒自身が行う場合は、掃除箇所ごとに密な環境にならないようにすること。

### ③その他の平時の対策

- ・ 管理者および居住者は1日1回以上体温測定と体調チェックを行い、その結果を記録・保管すること。
- ・ 発熱や体調不良があるものは居室内（可能なら個室）に隔離すること。ただし、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合<sup>4</sup>、「④新型コロナウイルス感染症疑い例が発生した時の対応」に示す対応を行うこと。
- ・ 発熱等の風邪症状がみられた場合には、仮にすぐに症状がおさまったとしても、主要症状（発熱や咳など）が消退した後2日を経過するまで、個室等に確保し、部活動や寮生活等の集団活動には参加しないこととする。また、体調不良者が同時に複数名以上（例えば3名以上）発生した場合には、医療機関に相談すること。
- ・ 手指衛生は石けんと流水での手洗いを基本とし、手洗いが困難な場合は、アルコール70%以上（入手困難な場合は60%以上）を使用すること。
- ・ 物品の消毒は、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水を使用すること。それぞれ、経済産業省や厚生労働省等が公表している資料等や製品の取扱説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対

---

<sup>4</sup> 発熱や体調不良があり、さらに当該生徒等に新型コロナウイルス感染症の感染機会があったと想定されるもの（「疑い例」という。）であり、例えば、以下のような場合が考えられます。流行地がどこか、また居住地での発生状況について判断が困難な場合は、保健所等に相談してください。

- ・ 直近2週間以内に新型コロナウイルス感染症の流行地での行動歴や、新型コロナウイルス感染症と確定された者または疑われた者との接触歴がある
- ・ 居住地（寮の所在地を含む）において新型コロナウイルス感染症の市中感染により、多くの患者が報告されている状況にある

する有効性や使用方法を確認して使用すること。

- ・ リネン類や衣類の洗濯は通常の洗剤を用いて行うこと。

#### ④新型コロナウイルス感染症疑い例が発生した時の対応

疑い例が寮内で発生した場合、「③その他の平時の対策」に加え、以下の対応を行うこと。

- ・ 濃厚接触者を減らす目的で、個室に隔離を行う。
- ・ 個室が確保できない場合は、本人及び同室者に常時マスクを着用させ、部屋の換気に努める。1メートル以上の距離をとるようにし、会話や接触をできる限り避けるように指導する。
- ・ 疑い例はできる限り共用スペースを使用しないようにし、使用する場合はほかの居住者と使用時間をさけ、疑い例の使用前後に当該物品の消毒を行うこと。

### 3. 感染者が生じた場合の対応に関する留意事項

#### (1) 感染者が生じた場合の基本的な考え方

各専門学校等におかれては、生徒の学修機会の確保するための工夫とともに、学校内における感染を防止するための対策を講じていただくようお願いしているところですが、どんなに感染対策を行っても、感染リスクをゼロにすることはできないという事実を前提として、感染者が確認された場合等において迅速かつ的確に対処できるよう準備いただくことも必要です。このためには、専門学校等が所在する自治体の衛生主管部局との連携や、学校内における保健管理体制の構築に取り組んでいただくことが重要です。

また、生徒をはじめとする専門学校等の関係者に感染が確認された場合には、当該感染者や濃厚接触者が差別・偏見・誹謗中傷等の対象にならないよう、十分な配慮・注意が必要です。この点について、文部科学省としても、新型コロナウイルス感染症には未だ解明されていない点があり、誰もが感染するリスクがあるという前提の下、専門学校等が所在する地域社会にも向けたメッセージとして、感染した生徒や教職員、専門学校等の対応を責めるのではなく、衛生管理を徹底し、更なる感染を防ぐことが重要である旨を発信しています。

#### (2) 具体的な対応方策

生徒や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人（や保護者等）に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされます。学校には、通常、本人（や保護者等）から、感染が判明した旨の連絡がされることとなります。

感染者本人への行動履歴等のヒアリングは、保健所が行うこととなります。また、保健所が専門学校等において、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には、必要な協力をお願いします。

学校内に感染者が生じた場合の具体的な対応については、6月ガイドラインにおいても

お示しをしておりますが、以下に改めて留意事項を示しますので御参照ください。

### ①生徒や教職員に感染者が発生した場合の措置

また、生徒の感染が確認された場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校衛生マニュアルを参照しつつ、各専門学校等において、当該生徒に対し、学校保健安全法<sup>5</sup>（昭和 33 年法律第 56 号）第 19 条に基づく出席停止の措置をとること。この場合には、学校衛生マニュアルも参照すること。また、感染者や濃厚接触者が教職員である場合には、病気休暇の取得や在宅勤務等により、出勤させない扱いとすること。

### ②校舎内の消毒

生徒等の感染が判明した場合には、保健所等と連携して消毒を行うが、必ずしも施設全体について行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノールまたは 0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒するようにすること。

また、症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされていること<sup>6</sup>。

なお、物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なるが、24 時間から 72 時間くらいと言われており<sup>7</sup>、消毒ができていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられること。

専門学校等の職員が自ら消毒を行う場合には、学校衛生マニュアルに記載の「(参考)消毒の方法及び主な留意事項について」も参照いただきたいこと。

### ③臨時休業等の実施

生徒又は教職員の感染が判明した場合には、都道府県等の衛生主管部局と当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休の必要性について、都道府県等の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間を判断すること。

なお、学校の臨時休業を行うのは、保健所の調査等により、感染者の学校内での活動

---

<sup>5</sup> 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）（抄）  
（出席停止）

第 19 条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。  
（臨時休業）

第 20 条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

<sup>6</sup> 国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」参照。

<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200602.pdf>

<sup>7</sup> 新型コロナウイルスについては、「物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては 24 時間～72 時間くらい感染する力をもつと言われています。」とされている。厚生労働省ホーム・ページ参照。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html#Q2-1](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q2-1)

の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合であり、学校内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、全部又は一部の臨時休業を判断することが適当であること（濃厚接触者の特定に時間を要しない場合や、濃厚接触者がいない等の場合においては、必ずしも臨時休業の必要はないこと）。

具体的には、以下の考慮事項が考えられること。

#### イ. 学校内における活動の態様

- ✓ 感染者が、学校内でどのような活動を行っていたかを確認する。屋外で主に活動していた場合と、狭い室内で特定の少人数で過ごしていた場合、不特定多数との接触があり得た場合など、活動の態様によって感染を広めているおそれは異なってくることから、感染者の校内での活動状況などを確認すること。

#### ロ. 接触者の多寡

- ✓ 上記「イ.」と同様、不特定多数との接触があった場合などは感染を広めているおそれが高まることから、接触者の多寡を確認すること。

#### ハ. 地域における感染拡大の状況

- ✓ 地域において、感染者が出ていない場合や、地域における感染経路がすべて判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えること。

#### ニ. 感染経路の明否

- ✓ 学校内で感染者が複数出た場合、学校内で感染した可能性もあり、臨時休業を実施する必要性は高まること。
- ✓ 一方、感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、他の生徒や教職員に感染を広めているおそれが低い場合には、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えること。

#### ホ. その他

- ✓ 新型コロナウイルス感染症は、まだ解明されていないことが多い感染症であり、また感染者の活動の態様によっても感染拡大の可能性も異なってくることから、感染者数などによる一律の学校の臨時休業の基準を定めることは困難であること。感染者が発生した場合には上記の点に留意して個々の事例ごとに学校の臨時休業の必要性、実施する場合の規模や期間について、都道府県等の衛生主管部局と十分に相談の上、検討すること。

#### ④文部科学省への報告

専門学校等において感染者が生じた場合にあっては、引き続き、その旨を文部科学省

及び各都道府県等に御報告いただきたいこと。